

**株券電子化に伴う  
株式担保の一斉移行対応（Q & A）  
（第2版改訂）  
（公表資料）**

**平成20年4月  
全国銀行協会**

株券電子化に伴う株式担保の一斉移行対応(Q & A)(第2版)  
(公表資料)について

株券電子化一斉移行は、平成21年(2009年)1月が予定されており、いよいよ1年と迫った。

全国銀行協会では、株券電子化における銀行界関心事項として、主として株式担保の問題をとりあげ、検討を行ってきたところであり、検討の成果は、随時取りまとめ、会員通知するとともに、公表を行ってきた。

平成19年4月には、既存の株式担保について、現行制度から新制度へ円滑に移行するための実務指針となることを期待して、質問と回答の形で取りまとめた「株券電子化に伴う株式担保の一斉移行対応(Q & A)(第1版)(公表資料)」(以下、「移行Q & A第1版」という。)担保設定、担保解除時、担保権実行時の想定事務フローを「株券電子化に伴う株式担保に係る想定事務フロー(公表資料)」として、それぞれ取りまとめ、ホームページ上に公表した。

移行Q & A第1版については、いくつかの事項を継続検討としたものがあり、引き続き検討を行ってきたところ、今般、当該継続検討事項を追加したものが、この「株券電子化に伴う株式担保の一斉移行対応(Q & A)(第2版)(公表資料)」(以下、「移行Q & A第2版」という。)である。

移行Q & A第2版では、有価証券担保差入証の取扱い、担保権設定者の口座開設書面等の取次ぎについて、追記した。

移行Q & A第2版も、移行Q & A(第1版)同様、1年後に迫った株券電子化に伴う株式担保の一斉移行対応への参考として活用されることを期待しており、関係者におかれては、相互理解、協力のもとに十全の準備対応を進められるようお願い申しあげる。なお、取りまとめにあたっては、引き続き(株)証券保管振替機構、日本証券業協会等の協力を得た。

当協会においては、引き続き株券電子化に伴う株式担保に関する一斉移行対応について、引き続き必要な検討を進めることとしており、移行Q & A第2版についても、追加・修正等があり得ることにご留意いただき、ご意見、ご質問等があれば、全銀協事務局までお寄せ願いたい。

平成19年12月  
全国銀行協会

株券電子化に伴う株式担保の一斉移行対応 ( Q & A ) ( 第 1 版 )  
( 公表資料 ) について

株券電子化については、証券決済制度改革の一環として検討が行われ、平成 16 年 6 月に「社債、株式等の振替に関する法律」を中心とする「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」が成立、公布され、上場会社の株券については、同法公布後 5 年を超えない政令で定める日を施行日として一斉に電子化に移行することとされている。この一斉移行日については、平成 18 年 5 月に証券受渡・決済制度改革懇談会 ( 座長 : 前田 庸 学習院大学名誉教授 ) において、関係者が「実務界としての株券電子化実施目標日を 2009 年 ( 平成 21 年 ) 1 月とする」ことで合意し、現在、当該目標日に向けて、各関係者、あるいは関係者間において、新振替制度への対応、一斉移行対応等の検討が急ピッチに進められているところである。

全国銀行協会では、株券電子化について、証券業務等との関係に加え、株式担保実務の観点から、株券電子化に伴う株式担保事務の諸問題および既存株式担保の一斉移行対応を中心に鋭意検討を進めている。

株式担保については、現行、現物株券を担保権者に差し入れる略式質の方式が広く利用されており、結果として、担保権設定者である株主の現物株券が銀行等の金融機関において担保として保有されているケースがある。現物株券を円滑に電子化へ移行させるためには、現行の株券保管振替制度上の預託株券として預託することとされているが、担保として差し入れられている株券についてもこの点は同様であり、預託手続きを行い、現行株券保管振替制度のもとでの担保設定されることが、株式担保の円滑な移行としてもっとも望ましい。他方で、銀行実務上、現行株券保管振替制度を利用した株式担保の形式はほとんどとられていない中で、移行に向けて担保権設定者、担保権者等の関係者がどのような対応を取るべきか、事務手続き等について実務上必ずしも広く知られていない状況にある。

このような状況において、今般、当協会では一斉移行に係る検討結果として、「株券電子化に伴う株式担保の一斉移行対応 ( Q & A ) ( 第 1 版 ) ( 公表資料 )」 ( 以下、「移行 Q & A 第 1 版」という。 ) を取りまとめた。この移行 Q & A 第 1 版は、現在幅広く利用されている既存の株式担保について、株券電子化への一斉移行において、担保権設定者、担保権者等利用者が株式担保の利用に支障をきたすことなく、現行制度から新制度へ円滑に移行するための実務指針となることを期待して、現行株券保管振替制度における預託手續などを中心に、質問と回答の形で取りまとめたものである。

移行 Q & A 第 1 版は、本来、当協会会員銀行向けに検討を進めていたもので

あるが、上述のとおり、株式担保の移行対応については、担保権者たる銀行のみならず、担保権設定者等株式担保利用者の理解と協力が不可欠であることから、これを公表資料として広く関係者の参考に供することとしたものである。今後、一斉移行に向けて株式担保について、移行Q & A 第1版が関係者における十全の準備対応の一助となることを期待するものである。なお、取りまとめにあたっては、(株)証券保管振替機構、日本証券業協会の協力を得た。

移行Q & A 第1版は、一斉移行に向けて基本的な株式担保の取扱いに関する諸事項を示すものであるが、株式担保利用者のすべての個別ケースに対応するものではない。したがって、移行Q & A 第1版を参照するにあたっては、各利用者において、それぞれの株式担保の利用状況を把握し、関係者と十分に相談しながら、適切な対応をとられるよう留意願いたい。また、当協会においては、引き続き株券電子化に伴う株式担保に関する一斉移行対応について、継続検討事項を含め、引き続き検討を進めることとしており、移行Q & A 第1版は、追加・修正等があり得ることにご留意いただき、ご意見、ご質問等があれば、全銀協事務局までお寄せ願いたい。

なお、株券電子化に伴う株式担保事務の諸問題については、今般、担保設定、担保解除時、担保権実行時の想定事務フローを「株券電子化に伴う株式担保に係る想定事務フローについて(公表資料)」として取りまとめたので、併せて参考にさせていただきたい。

平成 19 年 4 月  
全 国 銀 行 協 会

「株券電子化に伴う株式担保の一斉移行対応（Q & A）」追加・修正履歴

日 付	事 項	
平成 19 年 4 月 10 日	移行Q & A 第 1 版策定、公表	
平成 19 年 12 月 21 日	移行Q & A 第 2 版策定、公表	
	〔第 2 版修正事項〕 下記事項追加に伴い、質問番号については、以下繰り下がり。	
	【Q 1 4】有価証券担保差入証の取扱いについて、回答を追加。	14 頁
	【Q 1 6】担保権設定者の口座開設書面等の取次ぎについて、回答を追加。	16 頁
平成 20 年 4 月 10 日	移行Q & A 第 2 版修正、公表	
	〔第 2 版修正事項〕	
	【Q 1 6】担保権設定者の口座開設書面等の取次ぎについて、回答を修正。	16 頁

## 「株券電子化に伴う株式担保の一斉移行対応（Q & A）」（第2版）（公表資料）目次

### 〔目次〕

#### 【法令等の略記一覧】

#### 【用語の定義および解説】

#### 【その他記載上の注記】

#### 【総論】

- 1．現行保振制度における参加形態と移行手続
- 2．担保権に係る問題（質権・譲渡担保の効力・設定等）

#### 【現行保振制度に基づく預託手続（通常預託手続）】

- 3．通常預託手続における基本事項
- 4．預託前の株券の確認
- 5．現行保振制度への参加形態と預託手続のパターン
- 6．担保権の実行および解除時の株券の返却

#### 【特例期間における預託手続】

- 7．特例期間における預託手続

#### 【総株主通知の前倒し期間における預託手続】

- 8．総株主通知の前倒し期間における預託手続

#### 【その他】

- 9．新株予約権付社債券等を担保にとっている場合の移行手続の留意点

#### 【別添資料】

### 〔詳細目次〕

【法令等の略記一覧】	頁
【用語の定義および解説】	頁
【その他記載上の注記】	頁

【総論】	1頁
1．現行保振制度における参加形態と移行手続	1頁
【Q1】株式等決済合理化法上の一斉移行手続はどのように規定されているか。	1頁
【Q2】一斉移行にあたっては、法律上、どのような特例措置が設けられているか。	1頁
【Q3】現行保振制度への参加形態にはどのようなものがあるか。	2頁
【Q4】新振替制度への参加形態にはどのようなものがあるか。	4頁
【Q5】現行保振制度から新振替制度へどのように移行していくことになるのか。	5頁
【Q6】現行保振制度を利用して担保株券を移行させる場合において、実務的な観点か	6頁

ら、預託する時期やその方法について留意することはあるか。	
【Q 7】現行保振制度を利用して担保株券を移行させる場合において、株主の権利について何か留意することはあるか。	6 頁
【Q 8】移行手続の方法にはどのようなものがあるか。参加形態によって、利用できる移行手続に違いはあるのか。移行手続によって、どのような違いがあるか。	8 頁
【Q 9】移行手続のロードマップはどのようになっているか。一斉移行までに注意すべき時点はいつか。	9 頁
<b>2 . 担保権に係る問題 (質権・譲渡担保の効力・設定等)</b>	10 頁
【Q 10】質権と譲渡担保の効力に差はあるか。手続上の相違はあるか。	10 頁
【Q 11】現行略式質、略式譲渡担保の効力を失わずに移行することができるのか。	12 頁
【Q 12】株式に係る質権が成立するには、当該株式の占有が要件とされるが、現行保振制度の質権はこの点どのように考えられているか。	12 頁
【Q 13】担保の種類を質と整理した場合、一旦担保を解除して質権設定者の口座に入れてから、質権設定者の口座から質権口座に振り替えなければならないか。	13 頁
【Q 14】移行手続において有価証券担保差入証上の留意点は何か。現在使用している有価証券担保差入証は、一斉移行後も法的な継続性を確保できるか。現在使用している有価証券担保差入証は、現行保振制度上の担保権設定、新振替制度上の担保権設定において変更、追加すべき点はあるか。	14 頁
【Q 15】略式担保権設定者が現行保振制度を利用して移行手続を行う場合に留意すべき事項は何か。略式担保権設定者は、移行に先立って現行保振制度上の口座開設が必要か。	15 頁
【Q 16】参加者を經由して担保株券を預託する場合においても、担保権設定者の口座開設申込書等の書類が金融機関等經由で当該参加者に提出されることが想定される。この場合において、当該金融機関等と参加者が本取扱いについて契約を締結する場合の留意点はあるか。	16 頁
【Q 17】新振替制度への移行手続に際しては、どうしても担保権設定者の口座開設ができない場合やその協力が得られない場合が考えられるが、その場合はどのような移行手続を行えばよいか。	18 頁
【Q 18】譲渡担保の場合には、銀行の普通口座 (自己口座) に直接預託することもできると考えられるが、このような場合において、譲渡担保権設定者の口座開設を行う必要があるか。	19 頁
【Q 19】質権、譲渡担保の口座開設はどのように行われるのか。	20 頁
【Q 20】預託した株券はどのように取り扱われるのか。預託した株券は、担保権設定者である株主に返還できるか。移行後、当該株券を担保権設定者に返還することができるか。株券を返還できないことについて、担保権者はどのような点に留意すべきか。	21 頁
<b>【現行保振制度に基づく預託手続 (通常預託手続)】</b>	22 頁
<b>3 . 通常預託手続における基本事項</b>	22 頁

【Q 2 1】現行保振制度に基づく預託手続とは、どのような手続か。担保株券を通常預託する場合の手続はどのようなものか。	22 頁
【Q 2 2】預託時期による違いはあるか。	23 頁
【Q 2 3】担保株券を預託した場合、担保権設定者の匿名性は確保されるのか。	23 頁
<b>4．預託前の株券の確認</b>	24 頁
【Q 2 4】預託前に株券をチェックする際、どのような点を確認すればよいか。機構に預託できない不適格株券には、どのようなものがあるか。また、主な確認方法は何か。	24 頁
<b>5．現行保振制度への参加形態と預託手続のパターン</b>	26 頁
【Q 2 5】参加形態によってどのような預託手続の方法があるのか。	26 頁
【Q 2 6】参加形態によって、決算基準日、株式分割等への対応は異なるのか。	26 頁
<b>6．担保権の実行および解除時の株券の返却</b>	26 頁
【Q 2 7】担保を実行・解除した場合は、どのように対応するのか。	26 頁
【Q 2 8】返戻の処理はどのように行うか。返戻の時間はどの程度かかるのか。返戻時に、株券の現物で返してほしいという要求があった場合、どのように対応するのか。	27 頁
<b>【特例期間における預託手続】</b>	28 頁
<b>7．特例期間における預託手続</b>	28 頁
【Q 2 9】特例期間における預託手続とは、どのような手続か。特例期間に預託手続をする株券とは、どのような株券か。	28 頁
【Q 3 0】特例期間における預託手続では、匿名性は確保されるか。	28 頁
<b>【総株主通知の前倒し期間における預託手続】</b>	29 頁
<b>8．総株主通知の前倒し期間における預託手続</b>	29 頁
【Q 3 1】総株主通知の前倒し期間における預託手続とは、どのような手続か。総株主通知の前倒し期間における預託手続では、匿名性は確保されるか。総株主通知の前倒し期間における預託手続が可能な時期はいつか。	29 頁
【Q 3 2】この期間で担保株券の預託手続を行うことは可能と考えてよいか。	29 頁
<b>【その他】</b>	30 頁
<b>9．新株予約権付社債券等を担保にしている場合の移行手続の留意点</b>	30 頁
【Q 3 3】機構で取扱いがされている株券以外の新株予約権付社債券、投資証券、優先出資証券を担保にしている場合の移行手続にあたって何か留意することはあるか。	30 頁
<b>【別添資料】</b>	32 頁
別添 1【現行保振制度および新振替制度における参加形態】	32 頁
別添 2【担保株券移行に係るロードマップ】	39 頁

## 【法令等の略記一覧】

- ・「振替法」：社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律 75 号）
- ・「保振法」：株券等の保管及び振替に関する法律（昭和 59 年法律 30 号）
- ・「株式等決済合理化法」：株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律 88 号）
- ・「附則」：株式等決済合理化法附則
- ・「中間試案補足説明」：法務省民事局参事官室「株券不発行制度及び電子公告制度の導入に関する要綱中間試案の補足説明」
- ・「業務規程」：証券保管振替機構「株券等に関する業務規程」
- ・「制度要綱」：証券保管振替機構「株券等の電子化に係る制度要綱」（平成 18 年 3 月 24 日公表）

## 【用語の定義および解説】

### 移行に係る用語

- ・「株式等決済合理化法」

株式の取引等がより安全かつ迅速に行われることを目的として、2004 年 6 月 2 日に「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、同年 6 月 9 日に公布された。この法律のうち、株券不発行制度を導入する商法等の改正に係る部分については、2004 年 10 月 1 日から施行されているが、株式等の新たな振替制度を創設する改正部分については、関係者の新たなシステム構築に必要な期間等を考慮して、公布から 5 年以内（2009 年 6 月 8 日まで）の政令で定める日とする施行日規定が置かれている。この改正により、2009 年 6 月までには、すべての上場株式が振替制度の対象となり、例外なく電子化（ペーパーレス化）されることになる。

- ・「一斉移行日」

上場株式の電子化については、上記「株式等決済合理化法」に基づき、2009 年 6 月までの「一斉移行日」において一斉移行されることになっており、具体的には、今後政令により定められることになる。実務界では、株券電子化制度への移行を円滑に進めるためには、共通の日程観のもとで、各関係者が歩調を合わせて振替事務システム、移行等の実務スキームの構築などを進めることが重要であるとの見地から、証券受渡・決済制度改革懇談会（座長：前田庸 学習院大学名誉教授）において、実務界としての株券電子化実施目標日を、2009 年（平成 21 年）1 月と設定している。詳細は【Q 1】参照。

- ・「特例期間」

円滑な制度移行を行うために、略式質権者による株券の預託の特例期間が設けられている（附則第 10 条）。現行保振制度では、質権設定者の同意を得ずに質権者単独で預託することはできないが、特例期間に限り、略式質権者は質権設定者の同意を得ずに、担保株券を機構および参加者に預託することができる措置が設けられており、上記一斉移行日の 1 か月前の日から一斉移行日の 2 週間前の前日までの期間とされている。なお、

特例措置を利用した質権者は、預託後に質権設定者に対し、預託した旨を通知する必要がある。詳細は 7 . 参照。

- ・ 「特例登録株式質」

上記特例期間終了後から一斉移行日の前日までの間は、略式質権者が単独で株主名簿へ質権者として氏名等の登録を請求することができる措置が設けられている(附則第 6 条第 6 項)。これを「特例登録株式質」という。なお、「特例登録株式質」は、いわゆる一般の「登録株式質」としての効力が生じるわけではなく、略式質権者と同様の取扱いとなる。詳細は【Q 2】参照。

#### 現行保振制度に係る用語

- ・ 「現行保振制度利用会社」

「現行保振制度利用会社」とは、保振法第 2 条第 2 項に規定される保管振替機関において取り扱われている株券を発行している会社(基本的には上場会社)をいう。

- ・ 「参加者」

「参加者」とは、機構に有価証券の保管と振替のために口座を開設し、株主の権利処理に係る手続等を行う者をいう。「参加者」となることができる者は、証券会社、銀行などが法律で規定されている(保振法第 6 条)。なお、「参加者」は、一斉移行日に、当該参加者が備える顧客口座簿の記録事項を、顧客のために機構に開設した振替口座に転記する手続を経て、新振替制度移行後、直接口座管理機関となる。詳細は【Q 5】参照。

- ・ 「顧客」

「顧客」とは、「参加者」から口座の開設を受けた者をいう。なお、「顧客」は、特段の手続を行うことなく、新振替制度移行後、加入者となる。詳細は【Q 5】参照。

- ・ 「混蔵保管」

「混蔵保管」とは、預託した株券を参加者や顧客ごとに分別せず、同一銘柄の株券と混合して保管することをいう。

#### 新振替制度に係る用語

- ・ 「口座管理機関」

「口座管理機関」とは、他の者のために、その申出により振替を行うための口座の開設を行うことができる者をいい、証券会社、銀行などが法律で規定されている(振替法第 44 条)。なお、「口座管理機関」は「直接口座管理機関」と「間接口座管理機関」とに分類される。詳細は【Q 4】参照。

- ・ 「直接口座管理機関」

「直接口座管理機関」とは、「口座管理機関」のうち、機構から口座(自己口と顧客口)の開設を受けた者をいう。

- ・ 「間接口座管理機関」

「間接口座管理機関」とは、「口座管理機関」のうち、他の口座管理機関から口座（自己口と顧客口）の開設を受けた者をいう。「間接口座管理機関」になろうとする者は、あらかじめ機構に対し、その旨の申請を行い、機構の承認を得るものとする（制度要綱第13.(2)a）。

- ・ 「加入者」

「加入者」とは、「振替機関」や「口座管理機関」から口座の開設を受けた者をいう。

- ・ 「特別株主」

「特別株主」とは、加入者口座（顧客口を除く）の保有欄に記録がなされている株式について、当該加入者が、その直近上位機関に対し、当該株式につき他の加入者を株主として総株主通知をすることを求める旨の申出をした場合における、当該株式に係る他の加入者のことをいう（振替法第151条第2項第1号）。

- ・ 「特別口座」

「特別口座」とは、会社が、株式の交付を受ける株主等の口座を知ることができない場合等に、当該株主等の権利保全のため、株主名簿管理人などに開設する口座をいう。特別口座に記録された株式については、株主としての権利行使を行うことも可能であるが、株主自身が証券会社などに開設した口座または会社の口座以外には振替ができないなどの制限がある（振替法第133条第1・第2項）。なお、株券電子化制度への移行時においては、「特別口座」への記録の時期が一斉移行日から一定期間（3週間程度）後となるため、その間の振替等が制限されることが考えられるので注意する必要がある。

### 【その他記載上の注記】

- ・ 「株券電子化に伴う株式担保の一斉移行対応（Q&A）（第2版）（公表資料）」においては、「保振法」を中心とした現在の保管振替制度を「現行保振制度」、「振替法」を中心とした新たな振替制度を「新振替制度」と略記している。

- ・ また、以下の事項を前提に記載している。

「担保権者」は「質権者」および「譲渡担保権者」であること

「担保権設定者」は「質権設定者」および「譲渡担保権設定者」であること

「担保権設定者」は「株主」であること

## 【総論】

### 1. 現行保振制度における参加形態と移行手続

【Q1】株式等決済合理化法上の一斉移行手続はどのように規定されているか。

#### 【A1】

保振制度利用会社（以下「会社」という。）の株券は、一斉移行日に電子化され、株券には法的効力がなくなってしまう（注1）。これに代わって(株)証券保管振替機構（以下「機構」という。）や証券会社などにおいて作成される振替口座簿の記録が株主としての権利を表することになる。

一斉移行日の前日までに機構に預託された株式の移行については、参加者口座簿または顧客口座簿に記録されていた事項をそのまま振替口座簿に記録することができる措置（以下「転記」という。）が法律上設けられている（附則第7条関係）。この転記の手続により、現行保振制度の参加者口座簿・顧客口座簿の記録事項を、一斉移行日から、そのまま振替口座簿として利用することが可能となる（注2）。

一方で、いわゆるタンス株券など一斉移行日の前日までに機構に預託されていない株券の移行については、株主の権利を保全するために、会社は、一斉移行日の前日の株主名簿の記録の確定後、その情報に基づいて、会社が指定する株主名簿管理人などの口座管理機関に「特別口座」の開設およびその新規記録通知を行うことになる（附則第8条関係）。

（注1）株券発行会社たる会社は、一斉移行日において、株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款の変更の決議をしたものとみなされるものと法律で規定されている（附則第6条第1項）。なお、種類株式を発行している会社については、会社法上、一部の種類株式についてのみ株券を発行する旨の定めを置くことができないことから、種類株式に係る株券も一斉移行日に株券としての効力がなくなることになる。

（注2）参加者がその顧客の預託株券に係る株式の質権者である場合には、当該参加者は、一斉移行日において、機構に対し、その備える顧客口座簿上の当該参加者名義の質権口座の記録内容を通知する手続を行うことになる（附則第7条第7項）。

【Q2】一斉移行にあたっては、法律上、どのような特例措置が設けられているか。

#### 【A2】

一斉移行日の1か月前の日（以下「同意期限日」という。）から一斉移行日の前日までの間においては、円滑な制度移行を行うため、預託の特例、略式質権者による株主

名簿への記録、 預託・交付請求の禁止の特例措置が法律上設けられている。

「預託の特例」では、「特例期間」に限り、略式質権者は質権設定者の承諾を得ずに、担保株券を機構および参加者に預託することができる措置（略式質権者による株券の預託の特例）が設けられている（附則第10条）。

また、この「特例期間」には、機構に預託されずに証券会社等で保管されている保護預り株券について、参加者は顧客の承諾を得ずに機構に預託することができる措置（承諾のない保護預り株券の預託の特例）も設けられている（附則第11条）。

なお、これらの特例措置を利用した質権者または参加者は、預託後に株主（質権設定者）または顧客に対して預託した旨を通知する必要がある。

「特例期間」の終了後、一斉移行日の前日までの間は、略式質権者が単独で株主名簿へ質権者として氏名等の登録を請求することができる措置が設けられている（附則第6条第6項）。

また、「特例期間」が終了すると、一斉移行日の前日までの間、株主等は、機構または参加者に対し、預託および交付の請求を行うことができなくなる措置（預託・交付請求の禁止）が設けられている（附則第12条）。これは、新振替制度へ移行するための関係者の事務処理を優先させるためのものである。なお、一斉移行日以降においても、無効となった株券の交付請求を行うことはできない（附則第6条第4項、附則第5条）。

そして、株券発行会社たる会社は、一斉移行日において、株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款の変更の決議をしたものとみなされるものと法律で規定されているので（附則第6条第1項）、一斉移行日の前日の実質株主を確定させるため、参加者は、機構に対し、一斉移行日の前日を基準日とした実質株主の氏名等の報告（実質株主報告）を行い、当該報告を受けた機構は、会社に対し、実質株主の氏名等の通知（実質株主通知）を行う必要がある（附則第6条第2項・3項、附則第3条第2項・3項）。なお、一斉移行日前日の実質株主通知は、すべての銘柄が対象となり、実質株主通知を受けた会社は通知事項を株主名簿に記録することになる（附則第6条第3項、附則第3条第4項）。

【Q3】現行保振制度への参加形態にはどのようなものがあるか。

【A3】

現行保振制度への参加形態は、「参加者」として参加する方法と「顧客」として参加する方法に分類される。別添1【現行保振制度および新振替制度における参加形態】参照。「参加者」となることができる者は、証券会社、銀行などが法律で規定され（保振法第6条）、これらの者は、機構の業務規程等により、機構に対し、参加者口座の開設の申

請をすることができる。機構は、当該申請を受けた場合には、口座開設の必要性や保管振替業務に係る業務遂行の事務処理能力を有すると認めるとき、その者に口座を開設することになる。一方、個人や一般の事業法人については、「参加者」となることができない（現行保振制度では「顧客」という位置付け）。したがって、個人や一般の事業法人が株券を機構へ預託しようとする場合には、「参加者」を通じて株券の預託を行うことになる。なお、「参加者」となることができる金融機関であっても、「顧客」として、証券会社等の「参加者」を通じて株券を預託することは可能である。

また、「参加者」（注1）は、「顧客を有する参加者」（顧客から預託を受けた株券等と自己の保有する株券等を預託する参加者）と「顧客を有しない参加者」（自己の保有する株券等のみを預託する参加者）とに分類される。「顧客を有する参加者」については、顧客口座簿の備置（保振法第15条）や預託株券の数が不足した場合の補てん義務（保振法第25条）が課されることになる。また、以下の「株主の権利処理に係る手続」等を行う必要がある。

（1）決算（中間決算）基準日の場合の手続

- ・ 決算（中間決算）基準日時点での実質株主の氏名等を機構へ報告（株主からの実質株主票の取得・会社への送付含む）

（2）株式分割等の基準日が設定された場合の手続

基準日時点での実質株主の氏名等を機構へ報告  
参加者口座簿・顧客口座簿の記録

- a. 効力発生日の前営業日に機構へ「新預託株式数申告」（注2）
- b. 効力発生日にその備える顧客口座簿の増加の記録

（3）会社からの「実質株主の抹消・減少通知および証明」（注3）（注4）の対応

なお、「顧客」の場合には、決算基準日等が設定された場合の「株主の権利処理に係る手続」等については、預託先の参加者がその手続を行うことになる。

（注1）参加者は、機構との間の保管振替業に係る業務を参加者に代わって行う者（業務代行者）を定めることが可能とされている。

（注2）参加者は、あらかじめ自己分および顧客分の預託株式数を確定し、株式分割等の効力発生日の前営業日に、機構に対し、実質株主ごとの預託株式数に株式分割等の比率を乗じて算出した新預託株式数の総数の申告を行うこととされている。この場合、機構は、株式分割等の効力発生日に、当該申告にしたがって、当該参加者に係る参加者口座簿に新預託株式数を記録することになる。

（注3）現行保振制度では、株主提案権など継続保有要件のあるような株主の権利行使が会社に対して行われた場合には、当該会社は機構を通じて当該株主の顧客口座簿等の状況を通知することを請求できる。

(注4)一斉移行日後6か月間は、「抹消・減少の証明」に準じた仕組みが存続することとされている。

【Q4】新振替制度への参加形態にはどのようなものがあるか。

【A4】

新振替制度への参加形態については、「口座管理機関」と「口座管理機関でない加入者」に大きく分類される。別添1【現行保振制度および新振替制度における参加形態】参照。口座管理機関となることができる者は、証券会社、銀行などが法律で規定され（振替法第44条）これらの者には、振替口座簿の備置（振替法第45条第2項）や機構が定める内容の口座管理機関と加入者との契約の締結（注1）が課されることになる。また、以下の「株主の権利処理に係る手続」等を行う必要がある。

- (1) 決算（中間決算）基準日の場合の手続
  - ・決算（中間決算）基準日時点での株主の氏名等を機構へ報告（加入者情報登録（注2）を含む）
- (2) 株式分割等の基準日が設定された場合の手続
  - 基準日時点での株主の氏名等を機構へ報告
  - 振替口座簿の記録
    - a．効力発生日の前営業日に機構へ「新株式数申告」
    - b．効力発生日にその備える振替口座簿の増加の記録
- (3) 「個別株主通知」の対応（注3）や加入者や会社からの「情報提供請求」（振替口座簿の記録事項証明）の対応

なお、「口座管理機関でない加入者」の場合には、決算基準日等が設定された場合の「株主の権利処理に係る手続」等については、その直近上位の口座管理機関がその手続を行うことになる。

口座管理機関は、「直接口座管理機関」と「間接口座管理機関」とに分類することができる。「直接口座管理機関」とは、機構から口座（自己口と顧客口）の開設を受けた者をいう。また、「間接口座管理機関」とは、口座管理機関から口座（自己口と顧客口）の開設を受けた者をいい、「間接口座管理機関」になろうとする者は、あらかじめ機構に対してその旨の申請を行い、機構の承認を得ておく必要がある。機構は、当該申請を受けた場合には、振替業務に係る業務遂行の事務処理能力を有すると認めたととき、当該申請の承認をすることになる。なお、間接口座管理機関となる場合には、直接、機構とシステム間接続は行わないことになる。

(注1) 振替機関および口座管理機関による振替口座簿の誤記録等に起因して善意取得が

生じている状況で、誤記録等をした振替機関等がその傘下の加入者に対する損害賠償等を行わないまま破綻してしまった場合などには、加入者が損害を被ることが考えられるため、加入者の口座を開設する各口座管理機関が、その加入者に対し、（各口座管理機関の上位機関である）誤記録等をした振替機関等が負う損害賠償等に係る義務を連帯して保証する旨などである（詳細は、制度要綱（資料2）「口座管理機関が加入者と締結する口座開設契約の内容」を参照。）。

（注2）口座管理機関は、株式等の振替を行うための口座を開設したときは、原則として、初めてその口座に株式等の記録を行った日から起算して5営業日までに、機構に対して加入者情報の新規データ通知を行う必要がある。

（注3）振替制度では、株主が株主提案権といった少数株主権等を行しようとする場合には、株主は「個別株主通知」の申出を口座開設先の口座管理機関に対し行う必要がある。そのため、当該口座管理機関は当該株主に受付票を発行することや当該株主の氏名や振替口座簿の増減の履歴等の通知事項について機構を経由して会社に通知（個別株主通知）をする必要がある。

【Q5】現行保振制度から新振替制度へどのように移行していくことになるのか。

【A5】

「顧客を有する参加者」が新振替制度へ移行する際には、一斉移行日において、直接口座管理機関となる場合と間接口座管理機関となる場合が考えられる。別添1【現行保振制度および新振替制度における参加形態】参照。

「顧客を有する参加者」が一斉移行日から直接口座管理機関となる場合については、主に以下の手続を行うことになる。

一斉移行日の一定程度前までに機構から新振替制度で利用する口座（以下「振替口座」という。）の開設を受ける。

一斉移行日に、当該参加者がその備える顧客口座簿の記録事項を顧客のために開設した振替口座に「転記」を行う（注1）。

参加者がその顧客の預託株券に係る株式の質権者である場合には、当該参加者は、一斉移行日において、機構に対し、その備える顧客口座簿上の当該参加者名義の質権口座の記録内容を通知する。

現行保振制度において自己分と顧客分の管理を区分口座で管理していない参加者は、一斉移行日から自己分と顧客分を区分口座で管理する。

「顧客」の場合には、一斉移行日に、口座開設先の参加者がその備える顧客口座簿の記録事項を当該「顧客」のために開設した振替口座に「転記」するため、当該「顧客」は振替口座の開設手続以外に特段の手続（注1）（注2）をとることなく、新振替制度に

移行していくことになる。また、「顧客を有しない参加者」の場合についても、機構が参加者口座簿の「転記」を行うことになるので、特段の手續（注1）（注2）をとる必要はない。

（注1）顧客の振替口座を開設する方法としては、新規に振替口座に係る口座開設の契約手續を行う方法や保護預り約款等の変更・交付により振替口座の口座開設手續を行ったものとみなす手續などが考えられる。

（注2）担保の種類が譲渡担保の場合には、一斉移行日以降、直近上位機関に対し、「特別株主の申出」の手續を行うことが考えられる。

【Q6】現行保振制度を利用して担保株券を移行させる場合において、実務的な観点から、預託する時期やその方法について留意することはあるか。

【A6】

機構に預託されていない担保株券や証券会社の保護預り株券の量については、2006年3月末時点で、機構に預託されていない株式が約850億株あり、そのうち担保株券は約54億株、保護預り株券が約230億株ある。一方で、「特例預託」が可能な約2週間の特例期間において、参加者・株主名簿管理人・機構などの関係者が受け入れ可能な預託処理量は約30億株程度と考えられている。特例期間には、担保株券以外にも機構への預託について顧客の承諾が得られず証券会社等で保管されている保護預り株券やいわゆるタンス株券などの預託も同時期に集中することが想定される。その場合には、株主名簿管理人での担保株券等に係る事故チェック等が一斉移行日までに完了することなく新振替制度へ移行してしまうなど移行手續に支障を来す可能性が考えられる。したがって、担保株券を機構に預託する場合については、原則として、特例期間より前に通常預託することが望ましい（制度要綱 第5 . 3 . (1) 参照）。【Q9】参照。）

【Q7】現行保振制度を利用して担保株券を移行させる場合において、株主の権利について何か留意することはあるか。

【A7】

現行保振制度を利用して担保株券の移行手續を行う場合、つまり担保株券を預託する場合においては、「預託後の株券の名義」と「株主権の空白期間」について留意する必要がある。

については、機構に株券を預託すると、保振法に基づいて、株主名簿上の担保株券に係る株主の名義から「機構名義」に書き換えられる。機構は、この株主名簿上の「機構

名義」の株式数に相当する分について、会社に対し、決算基準日等に実質株主通知を行い、会社は、実質株主通知により実質株主名簿を書き換えることで、預託した株主は株主としての権利を確保することができる。預託された株券は「混蔵保管」することとされているため、担保株券の預託後に担保権の実行や解除など株券が必要となる場合、機構から返還される株券は、預託した株券と同一のものではなく、機構名義の株券が返還されることになる（注1）。なお、返還された株券を受け取った株主は、名義書換手続を行う必要がある。

については、前述のとおり、株主名簿は預託後速やかに「機構名義」に書き換えられるが、一方で、実質株主名簿は決算基準日等ごとにしか株主の名義に書き換えられないため、「機構名義」への書換日から決算基準日等までの間については、株主名簿・実質株主名簿の双方に株主の氏名等が記載されないことになる（これを「株主権の空白期間」という）。このため、預託後において、担保権設定者が株主提案権などの期間継続保有の要件のある少数株主権等を行使しようとしても、期間継続保有要件を満たさないことになるため、その権利行使が制限される可能性が考えられる。

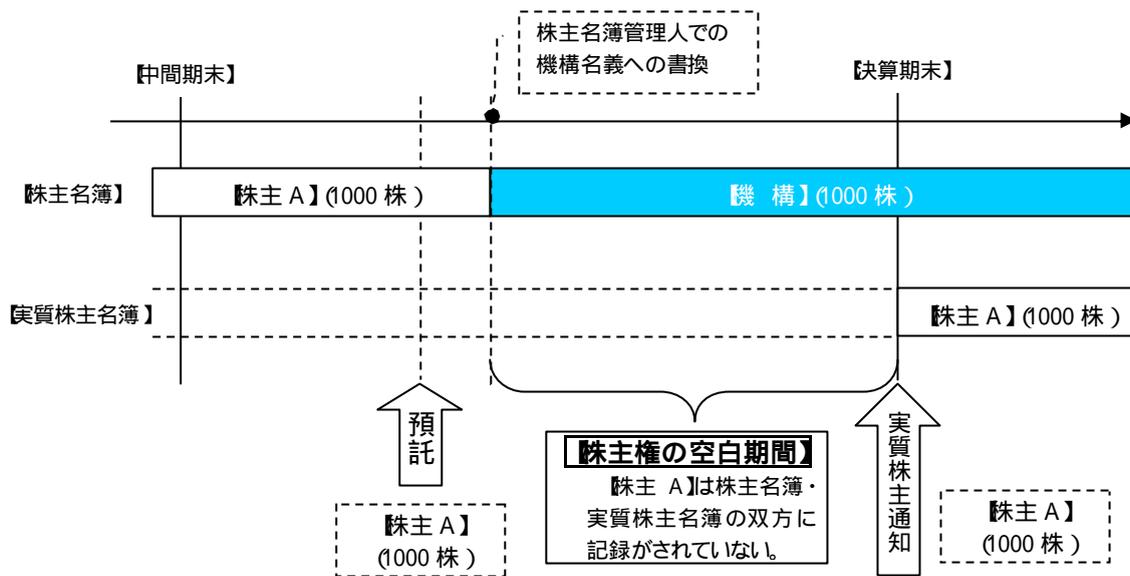
また、実質株主通知（報告）の際には、口座開設がされた者（口座の名義人）が実質株主通知（報告）の対象となる（注2）。

今後、担保株券の移行手続において、預託等に係る顧客の承諾の取得を行う際には、担保権設定者に対して、前述の点を、十分に周知・説明をしていく必要がある（注3）。

（注1）現行保振制度においては、一旦、機構に単元未満株券を預託した場合には、会社が単元未満株券を発行することを決めている場合を除いて、原則として、機構から単元未満株券の交付を受けることができないことになっている。

（注2）担保権設定者と異なる名義の担保株券の取扱いについて留意する必要がある。

（注3）外国人保有制限銘柄に係る外国人等の預託株券は実質株主通知の対象外とされているため、その預託については留意する必要がある。なお、具体的な預託手続については今後検討される予定である。



【Q 8】移行手続の方法にはどのようなものがあるか。参加形態によって、利用できる移行手続に違いはあるのか。移行手続によって、どのような違いがあるか。

【A 8】

略式質となっている株式について、略式質権者が手元に担保として株券を占有している状態のままで一斉移行日を迎えた場合（すなわち、以下で述べるような担保権維持を目的とした担保株券の移行手続がとられないまま一斉移行日に至った場合）、会社が株主名簿管理人などに開設する質権設定者名義の特別口座に株式が記録され、新振替制度へ移行することになる（したがって、担保権は実質的に効力を失うことと同様の状態になる）（注1）。また、略式譲渡担保の場合についても同様の扱いとなる。

担保権維持を目的とした担保株券の移行の方法には、「機構に預託する方法」と「株主名簿に登録する方法」が考えられる。

【機構に預託する方法】

「機構に預託する方法」において、担保の種類を「質」として、担保株券を預託して担保株券の移行を行う場合、現行保振制度の参加形態により、以下のような手続が考えられる。また、質権口座への振替により設定された質は、「略式質」となる（中間試案補足説明 P7 参照）。なお、担保の種類が「譲渡担保」の場合においても、後述の担保の種類が「質」の場合と同様の方法によることが考えられ、また、譲渡担保権者が、直接、機構または参加者に預託することも可能であると考えられる。譲渡担保の場合の取扱いについては、【Q 18】参照。

- (1) 現行保振制度へ「参加者」として参加する場合には、自ら顧客口座簿を備える参加者として、その顧客（質権設定者）と保護預り契約を締結し、口座開設等の株券の預託に係る事務手続の委託（または取次ぎ）を含む顧客からの承諾を得たうえ（6. 参照）で、顧客（質権設定者）の口座を開設してその口座に担保株券を預託し、その後、自らが開設する顧客口座簿上の質権口座へ振替を行う。
- (2) 現行保振制度へ「顧客」として参加する場合には、口座開設等の株券の預託に係る事務手続の委託（または取次ぎ）を含む顧客（質権設定者）からの承諾を得たうえで、預託先となる参加者から当該顧客（質権設定者）の口座の開設を受け、その口座に担保株券を預託し、その後、当該参加者から開設を受けた顧客口座簿上の質権口座へ振替を行う。

#### 【株主名簿に登録する方法】

「株主名簿に登録する方法」について、担保の種類が「質」の場合には、質権設定者と改めて合意して、（質権設定者の協力を得て）質権設定者の請求により株主名簿に登録する方法（登録株式質権者となる方法）と、一斉移行日の2週間前から一斉移行日の前日までの間において、略式質権者が単独で株主名簿へ質権者として氏名等の登録を請求する方法（特例登録株式質権者となる方法）が考えられる。また、担保の種類が「譲渡担保」の場合には、略式譲渡担保権者は、株主名簿の名義書換をしていない株式取得者と同様の法的地位を取得することから、譲渡担保権設定者の協力なしに、略式譲渡担保権者が担保株券を会社に呈示し、名義書換の請求をして、株主名簿に自らを登録する方法（注2）が考えられる。

なお、登録株式質・特例登録株式質となっている株式については、会社は、株主名簿管理人などに、株主名簿に登録されている質権者名義の特別口座を開設し、そこに質権設定者の氏名等とともに株式が記録されることになる。また、登録譲渡担保となっている株式については、譲渡担保権者名の特別口座に株式が記録されることになる。

（注1）株券が質権設定者名義でない場合、株主名簿上の最終名義人が特別口座の名義人となり、株式が記録されることになる。

（注2）葉玉匡美編著「新・会社法 100 問〔第2版〕」（ダイヤモンド社）P217 - P218 参照。

【Q9】移行手続のロードマップはどのようになっているか。一斉移行日までに注意すべき時点はいつか。

#### 【A9】

一斉移行日までのロードマップは、別添2【担保株券移行に係るロードマップ】を参照。一斉移行日までに注意すべき時点には、以下の各時点が考えられる。

- ・ 一斉移行日の約 2 か月前
 

一斉移行日の約 2 か月前からは、新振替制度における「総株主通知」の仕組みを利用して実質株主通知を行うこととされている（注）。そのため、当該期間においては、現行保振制度における「実質株主票」に記載される「参加者コード」ではなく、機構が付番した「株主等照会コード」が会社に通知されることになる。したがって、銀行が「参加者」として質権設定者の口座および自らの質権口座を開設している場合であっても、当該期間に預託することにより、質権設定者の匿名性は維持される。なお、「顧客」として証券会社等の参加者を通じて預託を行う場合には、当該期間以前に預託を行っても、匿名性は維持されることになる。詳細は、8 . 参照。
- ・ 一斉移行日の 1 か月前の日から一斉移行日の 2 週間前の前日までの間（特例期間）
 

現行保振制度においては、質権設定者の承諾を得ずに質権者単独で預託することはできないが、「特例期間」には、略式質権者が、質権設定者の承諾を得ずに担保株券を機構および参加者に預託することができる措置（略式質権者による株券の預託の特例）が設けられている（附則第 10 条）。したがって、略式質権者は、「特例期間」の前日までは質権設定者の承諾を得て預託手続を行うことになるが、「特例期間」においては、質権設定者の承諾を得ずに担保株券を預託することができる。なお、当該措置を利用した質権者は、預託後に質権設定者に預託した旨を通知する必要がある。詳細は、【Q 2】、7 . 参照。
- ・ 一斉移行日の 2 週間前の日から一斉移行日の前日までの間
 

一斉移行日の 2 週間前の日から一斉移行日の前日までの間には、「特例登録株式質」の制度が設けられている（附則第 6 条第 6 項）。担保権設定者の口座開設ができない場合や協力が得られない場合には、当該期間において、略式質権者は、単独で株主名簿へ質権者として氏名等の登録を請求することができる。詳細は、【Q 2】、【Q 17】参照。

また、当該期間には、株主等が、機構または参加者に対し、預託および交付の請求を行うことができなくなる措置（預託・交付請求の禁止）が設けられている（附則第 12 条）。詳細は、【Q 2】参照。

（注）2008 年の 10 月中に実施される予定。

## 2 . 担保権に係る問題（質権・譲渡担保の効力・設定等）

【Q 10】質権と譲渡担保の効力に差はあるか。手続上の相違はあるか。

【A 10】

株式担保における質権、譲渡担保の差異は以下のとおり。

		質 権	譲渡担保
現 行 保 振 制 度	略式担保 権設定	占有移転 + 合意（有価証券担保差 入証）  差入証上の文言は、質権と明 示する場合と、譲渡担保と区 別しない場合とあり。（削除 すべきかどうか）	同左。
	実行（処 分）	原則競売手続。 民事上の質権については流質契 約の禁止（民法第 349 条） 商事債権を被担保債権と する場合の流質契約につい ては有効とされており（商法 第 515 条）、銀行取引上の当 該質権の対象となる株式に ついてはほとんどの場合、問 題とならないと考えられる。	売却処分による。
	租税債権 との優劣	法定納付期限後の設定質権につ いては、無条件に租税債権が優先 （国税徴収法第 15 条） 質権、譲渡担保について、契 約上不分明の場合は、質権と 評価。	譲渡担保の場合は、租税債権は当 該債権者の他の財産からの徴収 に不足する額のみ租税債権が優 先（国税徴収法第 24 条）。
株 券 電 子 化 後	設定	担保権設定者の口座から担保権 者の自己口における質権欄への 振替による。	担保権設定者の口座から担保権 者の自己口における保有欄への 振替による。
	処分	現行保振制度に同じ（具体的には 担保株式の取得先への振替な ど） 保振法第 26 条第 3 項。	現行保振制度に同じ（具体的には 担保株式の取得先への振替な ど）。
	総株主通 知等	質権欄に記録された株式につい ては、株主たる質権設定者を通 知。	譲渡担保権設定者を株主として 通知するためには、特別株主の申 出が必要（【Q 1 8】参照）。 振替時に譲渡担保の目的で 振替手続を行う場合には、当 該振替と同時に特別株主の 申出が可能。

質権と譲渡担保では効力について、基本的には大きな相違はないものと思われる。  
新振替制度上、担保権設定においてはどちらかを選択する必要がある。

【Q 1 1】現行略式質、略式譲渡担保の効力を失わずに移行することができるのか。

【A 1 1】

現行保振制度における預託手続を終えれば、当該担保株式は預託株券となるので、移行時には、新振替制度における質権ないし譲渡担保として対応する口座に自動的に転記されることになり、効力を失うことはない。

移行対応として、担保に差し入れられている株券について預託手続を行う場合に、質権者の占有を離れる可能性がある。具体的には、預託手続を質権設定者が行う場合が考えられる。この場合は、担保株券を一旦質権設定者に返すことになるので、質権に係る継続占有要件（会社法第 147 条第 2 項）を満たすかどうか、という問題がある。

もっとも、質権に係る継続占有要件は、効力要件ではなく、対抗要件とされていることから、質権の場合であれば、当該担保権の効力自体には問題がないと考える。株券を担保権設定者に戻したまま預託手続および現行保振制度上の担保権設定が行われないうちに、差押え等があれば、担保権者は対抗することができない場合があり得ることは注意が必要である。なお、譲渡担保の場合についても、上記質権と同様の取扱いになると考えられる。

【Q 1 2】株式に係る質権が成立するには、当該株式の占有が要件とされるが、現行保振制度の質権はこの点どのように考えられているか。

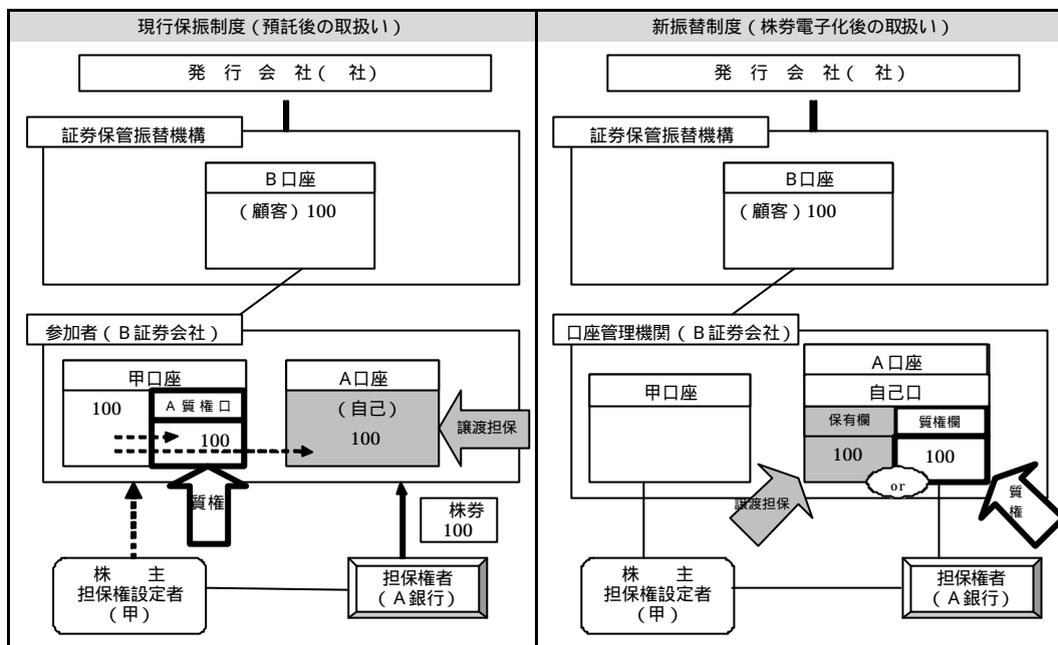
【A 1 2】

現行保振制度上、質権設定は、預託された株券について質権を設定することになるが、この方法は、質権設定者の口座に質権口座を設けて、当該質権口座への振替の記録により設定される。この質権口座への振替の記録の効果は、当該預託株券が質権者に交付されたのと同じ効力が生じ（保振法第 27 条第 2 項）、当該質権口座の株式数に応じた株券の占有者とみなされるとされ（保振法第 27 条第 1 項）、結果、会社法上の略式質の要件を満たすものとされている（会社法第 146 条第 2 項）。

なお、上記の方法により質権を設定した場合において、決算基準日等を迎えた場合には、参加者は、質権設定者を実質株主として実質株主の報告を行うことになる。現行保振制度では質権者は会社に通知されない（現行保振制度では、登録株式質は認められていない。）。

略式質および略式譲渡担保について、現行保振制度と新振替制度を比較すると以下のと

おりとなる（なお、以下は、参加者ないし口座管理機関から担保権設定者および担保権者の双方が口座の開設を受けている場合であり、一例である。）。



【Q13】担保の種類を質と整理した場合、一旦担保を解除して質権設定者の口座に入れてから、質権設定者の口座から質権口座に振り替えなければならないか。

【A13】

現行保振制度においては、質権者として担保株券を預託することはできない（保振法第14条第3項）。そのため、現行保振制度を利用して担保株券を移行させる場合には、質権設定者の委任を受けて、参加者の顧客口座簿上に質権設定者の口座を開設し、一旦、当該質権設定者の口座に担保株券を預託した後、質権者の質権口座への振替をするという手続を行うことになる。

この場合、質権者が、質権設定者の顧客口座に預託する際には、一旦質権を解除するという考え方もあるが、占有の継続は質権の対抗要件であるため（会社法第147条第2項）、質権設定者の口座に預託（占有が質権設定者側に移転）した場合でも質権自体は存続しており、その後、質権口座に入ることによって対抗要件を具備するという理解に基づいて整理がされている。【Q11】参照。

【Q14】移行手続において有価証券担保差入証上の留意点は何か。現在使用している有価証券担保差入証は、一斉移行後も法的な継続性を確保できるか。現在使用している有価証券担保差入証は、現行保振制度上の担保権設定、新振替制度上の担保権設定において変更、追加すべき点はあるか。

【A14】

一斉移行では、現行略式担保を、顧客の口座開設・預託を通じて、現行保振制度上の担保設定に切替、新振替制度上の担保に自動移行という基本スキームを想定しているが、この移行過程において有価証券担保差入証に関わる主要な問題点として、次の2点が挙げられる。

移行にあたっては、現行略式担保 現行保振制度 新振替制度という過程を経ることになるが、この間、原差入証に基づく担保権の同一性の維持がどこまで図られるか。

原差入証への修正・追約が必要とされる場合に、どの程度の記載があればよいか。

担保対象の同一性の確保、即ち、株券 現行保振制度預託後 株券電子化後に亘って、同一性が確保されていることについては、法律上手当てされているので問題ない。

この場合、既存株式担保取引の移行のみを考えるのであれば、原差入証のままでも特段の問題を生じない。

原差入証をもって移行することは特段問題がないとして、移行対応としては次のような手当てが考えられる。

原差入証のまま移行し、株券電子化後、一定の時期に新振替制度対応の差入証に差替える、または追約書、変更契約書を受け入れる（新振替制度対応の差入証については、全銀協「株券電子化後の新振替制度における有価証券担保差入証に係る留意事項」（全銀協ホームページ、平成19年12月21日付ニュース・リリース欄に掲載。）参照）。

原差入証について、移行対応として一定の追約文言を加え、株券電子化後、一定の時期に新振替制度対応の差入証に差替える、または追約書、変更契約書を受け入れる（例えば、「2009年1月 日の新振替制度移行後は、現在設定者が差し入れている差入証の規定による他、差入証に定めがない振替株式に関連する取扱いに関しては、「社債、株式等の振替に関する法律」及び関連する諸法規ならびに証券保管振替機構が定める業務規程等において関連する規定によるものとする」旨）。

新振替制度対応の差入証を予め用意し、株券電子化後は、当該新差入証による

旨を追約する（例えば、「2009年1月 日以降は、別の差入証による」旨）。

なお、今後移行までの間の新規株式担保設定については、株券電子化後の新差入証に対応したものを用意し、移行後も差替えをしないで済ませる対応も有効と考える。

【Q15】略式担保権設定者が現行保振制度を利用して移行手続を行う場合に留意すべき事項は何か。略式担保権設定者は、移行に先立って現行保振制度上の口座開設が必要か。

【A15】

略式担保の方式により株券を担保として差し入れている担保権設定者は、一斉移行にあたって、移行手続を円滑に進め、かつ当該担保を解除することなく、移行後も当該担保に係る利益を享受するために、移行に先立っての手続が必要となると考えられる。

具体的には、移行時には、現行保振制度における預託株券は、移行後、新振替制度における振替株式として、振替口座簿に自動的に転記され、担保権設定者は、移行のための特段の手続を行うことなく、自己の権利を確保することができる。

現物の株券を前提とする略式担保権者も、自己の担保権を保全するため、当該株券を預託株券としたうえで、現行保振制度上の担保権設定が必要となると考えられる。しかしながら、預託の請求は株主に限定されるが、実務上は、現行保振制度を利用して担保株券を移行させる場合には、担保権者が担保権設定者の委任を受けて、担保株券の預託等の手続を行うことになると考えられるため、当該預託に際し、担保権者は担保権設定者の協力が不可欠になるものと考えられる。

新振替制度においては株主等の口座開設が前提とされている。株式無償割当により割当てられる新株式や株式分割等があった場合の「調整株式数」(注1)の記録については、株主の保有する振替株式のうち担保の目的となっているものが記録されている口座には記録することができないため、担保権設定者の口座に株式を記録する必要があるが、仮に担保権設定者の口座が開設されない場合においては、担保権設定者に交付される株式が記録できなくなるなど、実務に支障を来す可能性がある。また、新振替制度においては譲渡担保権者が「特別株主」の申出をする場合、当該「特別株主」は、「加入者」(口座開設がされている者)である必要がある。

このような理由から、現行保振制度を利用して担保株券の移行手続を行う場合については、担保の種類が「質」か「譲渡担保」にかかわらず、担保権設定者の口座開設をするとともに、あらかじめ担保権設定者から預託の承諾等を得て、特例期間よりも前から預託を進めていくことと整理されている(注2)。

(注1) 株式分割等があった場合でそれぞれの口座において計算した結果生じた端数分が併せて1となるような場合の端数合計分のことをいう。

(注2)

	質の場合の預託		譲渡担保の場合の預託
	特例以外	特例預託	-
預託に係る担保権設定者の承諾	必要	不要	不要( )
担保権設定者の口座開設	必要	必要	必要
預託の時期	一斉移行日の2週間前の日の前日まで	同意期限日から一斉移行日の2週間前の日の前日の間	一斉移行日の2週間前の日の前日まで

- ・ 担保権設定者の承諾は預託手続に係るものであり、移行手続との関係では、担保権設定者の承諾・同意を必要とする場面があることに留意。
- ・ 譲渡担保の場合には、譲渡担保権者の普通口座に直接預託することも可能と考えられる。その際には、( )は「不要」と考えられる。

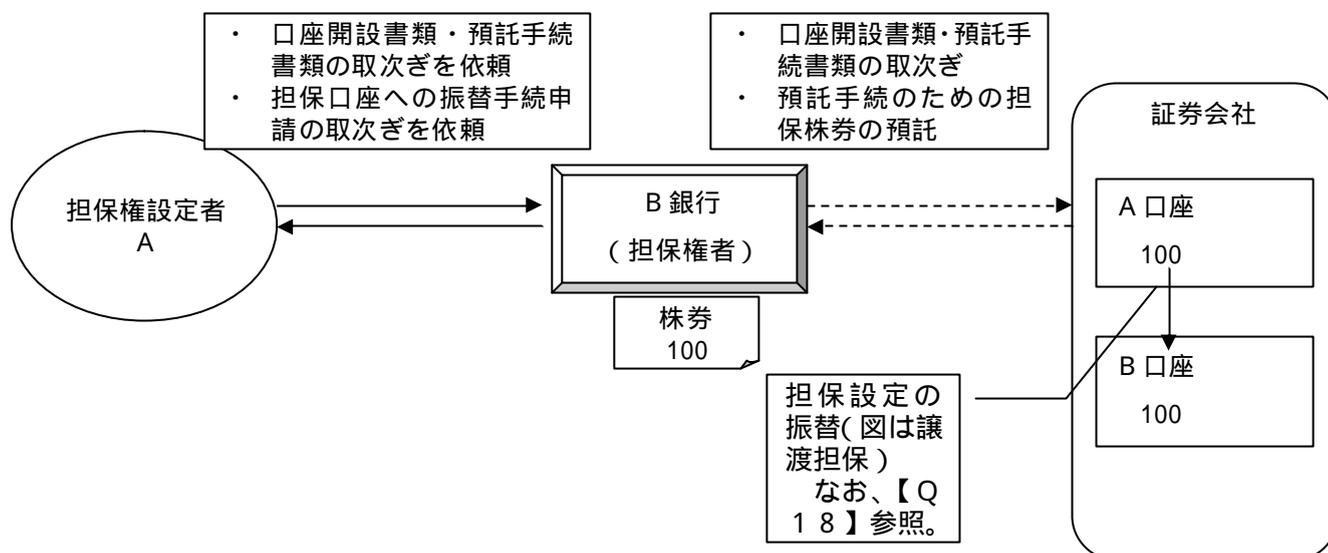
【Q16】参加者を經由して担保株券を預託する場合においても、担保権設定者の口座開設申込書等の書類が金融機関等経由で当該参加者に提出されることが想定される。この場合において、当該金融機関等と参加者が本取扱いについて契約を締結する場合の留意点はあるか。

【A16】

株券の預託請求を行うことは株主に限定されているが、実務上、現行保振制度を利用して担保株券を移行させる場合には、担保権者である金融機関等が担保権設定者の委託を受け、当該設定者の口座の開設(担保株券の預託同意を含む。)の取次ぎおよび振替の取次ぎの手続を行うことになると考えられる(【Q15】【Q21】参照)。そのため、当該手続が証券会社等の参加者を經由する場合(担保権者が顧客の場合)には、担保権設定者の口座開設申込書等の書類が担保権者である金融機関等経由で当該参加者に提出されることが想定されている。

この場合、当該金融機関等と参加者が本取扱いについて契約を締結する際には、当該金融機関等が行う担保権設定者の口座開設の取次ぎ等の手続が、金商法上の登録金融機関業務に該当するか否かに留意する必要がある。

(例)



この点、金融機関等が証券会社等の参加者に開設する担保権設定者名義の口座がどのような取引等を予定しているか、当該口座を通じて実際にどのような業務が行われるのか、により区別して考える必要がある。当該口座の取引等については、次の形態が想定される（上記例では、B銀行がAの委託を受けて、必要書類等を証券会社に取次ぐ）。

当該口座が、担保権者への担保設定にかかる振替のための専用口座であり、担保権者の口座の担保口座以外への振替は行われず（例えば、質権設定であれば、担保権設定者の口座に開設された当該質権口座への振替、譲渡担保であれば、担保権者の保有口への振替のいずれかのみ）担保設定期間中は株主管理は当該口座を通じて行われるが、当該口座を利用した直接の有価証券の売買は認められないような担保株式専用口座。

MRFを伴ういわゆる証券総合口座。

の口座の開設（担保株券の預託同意を含む。）を取り次ぐ行為は、当該口座に関連して株式等個別の有価証券の売買にかかる勧誘が行われる可能性がないことから、金商法上の登録金融機関業務には該当せず、したがって、金商法の規制の対象とはならない。

他方、の口座開設を取り次ぐ行為は、金商法上、「投資信託の募集の取扱い」（金商法第33条第2項第2号）にあたり、登録金融機関業務に該当することから、金商法上の規制の対象となる。また、銀行等の金融機関が株式担保取引の継続を目的として当該口座の開設の取次ぎを行う行為は、実体として銀行の優越的地位の濫用に該当するか否かに関わらず、金商法上の禁止行為（信用の供与の条件として、金融商品取引契約の締結又はその勧誘を行う行為）に該当すると考えられる（金商法第44条の2第2項第3号、金融商品取引業等に関する内閣府令第150条第1号）。

【Q17】新振替制度への移行手続に際しては、どうしても担保権設定者の口座開設ができない場合やその協力が得られない場合が考えられるが、その場合はどのような移行手続を行えばよいか。

【A17】

新振替制度への移行手続に際しては、担保権設定者の協力を得て口座開設を行うことになるが(【Q15】【Q18】参照)、口座開設について担保権設定者の協力が得られない場合や、口座開設ができない場合が考えられる。具体的には、担保権設定者が長期不在のために連絡が取れない場合や、病気等で面会不能となっている場合、担保株券が遺産分割協議中である場合などが想定される。

担保権設定者の口座開設ができない場合で、担保権を維持しようとするには、「株主名簿に登録する方法」により担保株券の移行手続を行うことになると考えられる(中間試案補足説明 P6～P7 参照)。(【Q8】参照)。

担保の種類が「質」の場合においては、質権者単独で株主名簿への登録を会社に申請する方法(「特例登録株式質権者になる方法」)が考えられる。この場合、当該申請ができる期間は、「一斉移行日の2週間前の日から一斉移行日前日までの間」に限られる。また、「譲渡担保」の場合においては、会社に株券を呈示して担保権者名義に名義書換をする方法(「登録譲渡担保権者となる方法」)が考えられる。この場合、一斉移行日後は、担保権者名義の特別口座に登録されるが(注1)「特別株主」は加入者である必要がある(振替法第151条第2項第1号)ため、譲渡担保権設定者の口座が開設されない限り、「特別株主の申出」を行うことができないことになる。(【Q8】、7.参照)。

なお、この場合においては、匿名性は維持されないこと(中間試案補足説明 P8 参照)。

「特例登録株式質」は「登録株式質」と同じ効力は生じないため、新振替制度移行後においては、「株式無償割当てにより割当てられる新株式」や「調整株式数」の記録先は、質権設定者名義の特別口座に登録されることになることなどについて留意する必要があると考えられる。

以上の他、会社(上場会社)が現行保振制度の対象となっていない株券を発行しており、当該株券を担保として受け入れている場合には、移行対応として特例登録株式質の手続をとるかどうかの整理等が必要と考える。例えば、優先株式に係る株券を略式質として受け入れているような場合である(注2)。

(注1) 特例登録株式質における銀行(担保権者)名義の特別口座は、各株主名簿管理人に独立して作られ、各株主名簿管理人が株主管理のための加入者口座を用意することになる。なお、当該株式の担保権を実行し、市場売却を行う場合には、銀行が証券会社に開設した口座に特別口座から振替を行うことになる。

(注2) 江頭憲治郎「株式会社法」P180 参照。

【Q18】譲渡担保の場合には、銀行の普通口座（自己口座）に直接預託することもできると考えられるが、このような場合において、譲渡担保権設定者の口座開設を行う必要があるか。

【A18】

保振法上では必ずしも譲渡担保権設定者が口座を有しなければならないという規定はないが、次の理由から、実務上は譲渡担保権設定者の口座を開設し、担保株券の預託手続を行うことにしている。

新振替制度において特別株主は加入者（つまり口座管理機関に口座を開設した者）でなければならないこと。

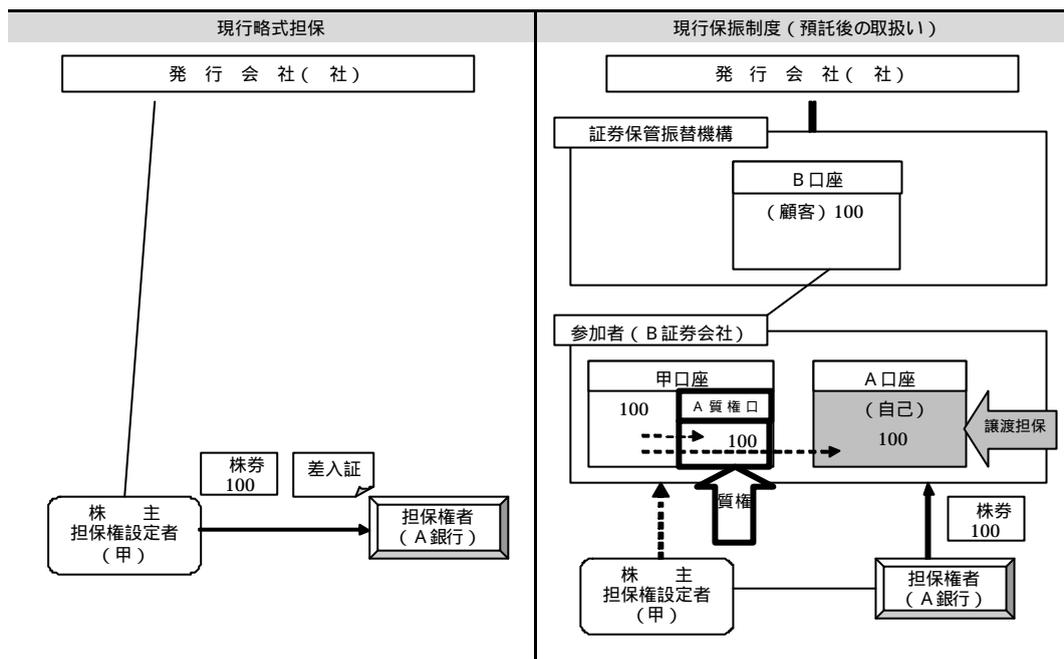
新振替制度への円滑な移行という観点からは、（担保権設定者は担保権設定時には株券から共有持分に転化することを想定していないため）担保権設定者に無断で預託を行ってしまうと、移行手続全体に大きな混乱（支障）が生じることが考えられること。現行保振制度においても、譲渡担保権者の口座しかない場合、担保株式について株式分割や合併などが生じ、その新株部分を仮に担保権者の口座に入れることができないようなケース（注）が生じると（担保権者が複数いる場合など）、口座の記録手続に支障が生ずるものと考えられること。

（注）株式分割等があった場合で調整株式数が生じる場合等が考えられる。

【Q19】質権、譲渡担保の口座開設はどのように行われるのか。

【A19】

現行保振制度上の担保権設定のケースを、現行略式担保との比較において簡単に図示すると以下のとおり。



上記図において質権および譲渡担保の設定の方法は以下のとおり。

#### 質権

保振法上、質権の設定は、質権設定者の口座に質権口座を開設して、当該質権口座への振替により行われる。質権設定者が顧客の場合は、顧客口座簿上にそれぞれ設定される。

質権口座の開設の申込は、質権者から当該口座の開設を受ける参加者に対して行われる。当該申込手続などは証券会社等の取扱いによる。

手続としては、質権設定者の口座開設、質権口座の開設、質権口座への振替請求が必要となる。

#### 譲渡担保

譲渡担保の設定は、譲渡担保権者の口座への振替による。

譲渡担保権設定者口座の開設は、証券会社等の取扱いに従うことになる。手続としては、譲渡担保権設定者の口座開設、譲渡担保権者の口座開設、譲渡担保権者の口座への振替請求が必要となる。

【Q20】預託した株券はどのように取り扱われるのか。預託した株券は、担保権設定者である株主に返還できるか。移行後、当該株券を担保権設定者に返還することができるか。株券を返還できないことについて、担保権者はどのような点に留意すべきか。

【A20】

機構に預託された株券は、保振法に基づき、株主名簿上の担保株券に係る株主の名義から「機構名義」に書き換えられ、機構は、この株主名簿上の「機構名義」の株式数に相当する分について、会社に対し、決算基準日等に実質株主通知を行い、会社は、実質株主通知により実質株主名簿を書き換えることになる。また、預託された株券は混蔵保管することとされている。

なお、株券の預託後、株券の返還を受けようとする場合には、参加者は、機構に対して、株券の交付請求を行う必要があり、また、顧客は、預託先の参加者に対して交付請求をすることになる（注1）。機構は、参加者から交付請求を受けると、遅くともその交付請求日の翌営業日までに株券（機構名義）を交付する。また、参加者を通じて交付請求を行った顧客への株券の交付については、参加者における株券の交付手続を行うための一定の事務処理を行う必要があり、また、参加者によっても当該事務処理日数も異なると考えられるため、具体的な交付に係る手続の日数等については預託先の参加者に確認が必要である。

なお、株券の交付についての留意事項は以下のとおり。

返還された株券を受け取った株主は、名義書換手続を行う必要があること。

一旦、機構に単元未満株券を預託した場合には、会社が単元未満株券を発行することを決めている場合を除いて、原則として、機構から単元未満株券の交付を受けることができないこと。

担保株券の預託後に、株券の交付を行う場合については、通常は、担保権の解除や実行などが考えられる（注2）。この場合、担保権設定者等に返還される株券は、預託した株券そのものではなく、機構名義の株券が返還されることになる（注3）。

なお、一斉移行後の預託株券については、市場に出回ると無用の混乱を生じさせるおそれがあるなどの理由から、返還を請求することはできないとされている（附則第5条）。また、一斉移行日前の株券の取扱いについては【Q2】参照。

（注1）質権者も株券の交付請求をすることができる。

（注2）佐藤修市「解説1 株券等の保管及び振替に関する法律の解説」（別冊商事法務No.74）P111 参照。

（注3）なお、「株券等の保管新振替制度 業務処理要領」（2006年9月）によると、質権者から交付請求を受けた参加者は、質権者へ株券を交付するとともに、質権

設定者に対し、必要な通知を行うこと、譲渡担保権者が、担保の目的である株券の交付請求をした場合には、担保権設定者にその旨の連絡を行うこと、とされている。

## 【現行保振制度に基づく預託手続（通常預託手続）】

### 3. 通常預託手続における基本事項

【Q21】現行保振制度に基づく預託手続とは、どのような手続か。担保株券を通常預託する場合の手続はどのようなものか。

#### 【A21】

担保の種類が「質」の場合において、担保株券を預託して担保株券の移行を行う場合、現行保振制度の参加形態により、以下のような手続が考えられる（中間試案補足説明 P7 参照）。なお、現行保振制度では、質権者として担保株券を預託することはできない。また、質権口座への振替により設定された質は、「略式質」となる。

現行保振制度へ「参加者」として参加する場合には、自ら顧客口座簿を備える参加者として、その顧客（質権設定者）と保護預り契約を締結し、口座開設等の株券の預託に係る事務手続の委託（または取次ぎ）を含む顧客からの承諾を得たうえで、顧客（質権設定者）の口座を開設してその口座に担保株券を預託し、その後、自らが開設する顧客口座簿上の質権口座へ振替を行う。

現行保振制度へ「顧客」として参加する場合には、口座開設等の株券の預託に係る事務手続の委託（または取次ぎ）を含む顧客（質権設定者）からの承諾を得たうえで、預託先となる参加者から当該顧客（質権設定者）の口座の開設を受け、その口座に担保株券を預託し、その後、当該参加者から開設を受けた顧客口座簿上の質権口座へ振替を行う。

については、顧客口座簿の備置（保振法第 15 条）や預託株券の数の不足した場合の補てん義務（保振法第 25 条）が課されることになる。また、以下の「株主の権利処理に係る手続」等を行う必要がある。

- (1) 決算（中間決算）基準日の場合の手続
  - ・決算（中間決算）基準日時点での実質株主の氏名等を機構へ報告（株主からの実質株主票の徴求・会社への送付含む）
- (2) 株式分割等の基準日が設定された場合の手続
  - 基準日時点での実質株主の氏名等を機構へ報告
  - 参加者口座簿・顧客口座簿の記録
    - a. 効力発生日の前営業日に機構へ「新預託株式数申告」
    - b. 効力発生日にその備える顧客口座簿の増加の記録
- (3) 「実質株主の抹消・減少通知および証明」の対応

なお、 の場合には、決算基準日等が設定された場合の「株主の権利処理に係る手

続」等については、預託先の参加者がその手続を行うことになる。

担保の種類が「譲渡担保」の場合においても、前述の『担保の種類が「質」の場合』と同様の方法によることが考えられ、また、譲渡担保権者が、直接、機構または参加者に預託することも可能であると考えられる。【Q18】参照。

【Q22】預託時期による違いはあるか。

【A22】

預託する時期によって預託手続についての取扱いが異なることはない。ただし、機構または参加者は、一斉移行日の2週間前の日から一斉移行日前日までの間、参加者または顧客からの預託や交付の請求を受け付けることはできない。なお、一斉移行日以降においても株券の預託や交付の請求を受け付けることはできない。【Q9】【Q20】参照。なお、参加者として預託する場合、決算基準日等において、機構に実質株主の報告をする必要があることから、会社の決算基準日等には留意が必要である（決算基準日を3月31日とする会社が多いが、その他の決算基準日を採用している会社も少なからずあるので、その点も注意が必要である。）。匿名性の問題については【Q23】参照。

なお、預託時期によって預託の手続について取扱いが異なることはないものの、一斉移行日に近くなるほど、預託事務の集中が予想される。預託事務の混乱を避けるためにも、早期に預託手続を行うことが望ましいと考えられる。

【Q23】担保株券を預託した場合、担保権設定者の匿名性は確保されるのか。

【A23】

現行保振制度においては、会社へ機構から通知される実質株主通知については、質権者を通知する仕組み（登録株式質の制度）はなく、また、いわゆる略式譲渡担保の場合には実質株主は譲渡担保権設定者である旨の申出を行うことが可能とされており、現行保振制度での実質株主通知においては、質権者や譲渡担保権者が通知されない仕組みとなっているので、保振法上は匿名性が確保されると考えられる（注1）（注2）。

しかし、現行保振制度での実務においては、参加者が（実質）株主の氏名、住所等を記載した「実質株主票」を決算基準日等までに随時会社に送付することが義務付けられているので、例えば、銀行が「参加者」となり、質権設定者の口座および自らの質権口座を開設している場合、当該銀行が質権設定者の実質株主票を会社に送付することになる（注3）（注4）。その際に、当該銀行は、当該実質株主票に株主毎に付番する「実質株主管理番号」と参加者を特定する「参加者コード」を記載することになっているが、

当該銀行の参加者コードが会社に通知されることになるので、質権設定者が株式を担保に差し入れていることを推測される可能性があることについて注意する必要がある（譲渡担保の場合も同様。）（注5）。

なお、銀行が証券会社等の参加者を通じて担保株券を預託する場合には、当該参加者の備える顧客口座簿上に担保権設定者の口座が開設され、「実質株主票」を送付するのは当該参加者が行うことになるので、担保権設定者が株式を担保に差し入れていることを推測されることはないものと考えられる。

（注1）高橋康文編著／尾崎輝宏著「逐条解説 社債、株式等振替法」（きんざい）P86 参照。

（注2）上柳克郎他責任編集「新版 注釈会社法（4）株式（2）」（有斐閣）P317 参照。

（注3）「実質株主通知」においては、「参加者コード」、「実質株主管理番号」、「株式数」等が通知されるので、事前に「実質株主票」の送付を受けている会社は、「参加者コード」・「実質株主管理番号」をキーとして、実質株主名簿を作成することになる。

（注4）新振替制度においては、「実質株主票」は廃止され、それに代わって口座管理機関は加入者の氏名等を機構に登録することとされている。

（注5）このような匿名性の問題に配慮するため、一斉移行日の約2か月前から、「総株主通知」の仕組みを利用して実質株主通知を行うこととしている。詳細は11.を参照。

#### 4. 預託前の株券の確認

【Q24】預託前に株券をチェックする際、どのような点を確認すればよいか。機構に預託できない不適格株券には、どのようなものがあるか。また、主な確認方法は何か。

##### 【A24】

毀損の激しい株券や株券喪失登録がされている株券等、一定の条件に該当する株券については、機構に預託することができない（条件の詳細については後掲の表を参照。）

そこで、参加者は、株券の預託にあたっては、事前に、機構に預託できる株券かどうかを確認する必要がある（注1）。「機構に預託できない株券」とその確認方法については、以下のとおりとなっている。預託された株券が不適格な株券（後述の～に該当する株券）であった場合には、参加者は、参加者口座簿の記録の訂正または適格な株券との差替えをしなければならないとされている。

なお、後述確認項目の中には、預託できる株券か否かについて、担保権設定者や担保権者が、判別できないものもある。したがって、預託にあたっては可能な範囲で確認していくこととして、参加者を通じて株券を預託しようとする場合には、通常、預託先の参

加者が「機構に預託できない株券」の確認を行うことになる。

機構に預託できない株券（注2）	主な確認方法
質権に関する表示がなされた株券（注3） 汚損または毀損している株券	現物の確認
株券喪失登録がされている株券 公示催告の申立中である株券 除権決定があった株券 偽造または変造された株券 所在不明株主の株式売却制度により無効となった株券	「株券喪失登録情報等照会システム」（注4）を利用して確認 会社に対する株券喪失登録簿の閲覧請求（会社法第231条第2項）
株式の併合、合併、株式交換または株式移転等に伴う株券の提出により無効となった株券（会社法第219条第1項）	「全国流通適格株券参考情報」（注5）等を利用して確認
機構が取引所有価証券市場における受渡物件として不適格と認める株券	「旧商号株券」（注6）については、「全国流通適格株券参考情報」等を利用して確認

（注1）株券について預託可能かどうかを確認する方法としては、取次業者等に委託することも考えられる。

（注2）～の機構に預託できない株券の他に、会社法その他の法令により無効となった株券も預託できない。

（注3）「質権に関する表示がなされた株券」とは登録株式質の対象となっている株券のことをいう。

（注4）「株券喪失登録日の翌日から起算して1年を経過し無効となった株券」や「簡易異議催告公告」（会社法第220条）に係る情報も登録されている。なお、「株券喪失登録情報等照会システム」により行う株券喪失登録の確認に係る業務についても第三者（取次業者等）に委託することができる。とされている。

（注5）東証HP参照。

（注6）「商号変更後の最初に到来する事業年度の末日」までは、取引所有価証券市場における受渡物件として不適格な株券とはならない（東証受託契約準則第25条）ため、通常の手続で預託をすることができる。「次期事業年度以降」については、取引所有価証券市場における受渡物件として不適格な株券となるため、専用袋を利用する等一般の預託方法とは異なる対応が必要となる。

## 5．現行保振制度への参加形態と預託手続のパターン

【Q 2 5】参加形態によってどのような預託手続の方法があるのか。

【A 2 5】

【Q 2 1】参照。

【Q 2 6】参加形態によって、決算基準日、株式分割等への対応は異なるのか。

【A 2 6】

参加形態が「参加者」の場合には、決算基準日や株式分割等の基準日が設定された場合には、決算基準日等時点での実質株主の氏名等を機構に報告（株主からの実質株主票の徴求・会社への送付含む。）することになる。また、株式分割等の場合には、参加者は、実質株主の報告をすることに加え、口座簿の記録手続について、効力発生日の前営業日に機構に対する「新預託株式数申告」を行うことや効力発生日にその備える顧客口座簿の増加の記録手続を行うなど、「株主の権利処理に係る手続」等も行う必要がある。また、参加形態が「顧客」の場合には、決算基準日等時点の実質株主の機構への報告（株主からの実質株主票の取得・会社への送付含む。）や「株主の権利処理に係る手続」等について、預託先の参加者がその手続を行うことになる。なお、株主（担保権設定者）からの実質株主票の徴求を当該「顧客」（担保権者）が行うことも考えられる。

## 6．担保権の実行および解除時の株券の返却

【Q 2 7】担保権を実行・解除した場合は、どのように対応するのか。

【A 2 7】

現在の担保権実行の実務では、銀行は担保株券を市場で売却して換金し、貸金に充当することが多く、それを前提に考えると、担保権者である銀行が担保権を実行する場合には、証券会社にある銀行自らの口座への振替請求を行うことになる。担保権の実行にあたり株券の交付の請求を行うときには、参加者または機構に対して、通常の交付請求の場合と同様の手続を行う。

また、担保権を解除する場合には、担保権設定者の口座への振替請求を行うか、現物株券の返還を行う。【Q 2 8】参照。

【Q 2 8】返戻の処理はどのように行うか。返戻の時間はどの程度かかるのか。返戻時に、株券の現物で返してほしいという要求があった場合、どのように対応するのか。

【A 2 8】

参加者および顧客は、いつでも、その口座の株式数に応じ、株券の交付を請求できる（注 1）。

この場合、自ら預託した株券そのものの返還請求はできないが、それと同種同量の株券の交付を請求することができる。このため、後日のトラブルを防止するため、預託後は同一株券の返還ができないことにつき、預託同意の取得の際等に、担保権設定者に確認しておく必要がある（注 2）。また、株券の返還を受けた後には、名義書換を行う必要があるため、銀行はその旨を担保権設定者に対し説明する必要がある（注 3）。顧客は、参加者を通じて株券の交付請求を行わなければならない。顧客より交付請求を受けた参加者は、機構に対して株券の交付請求を行う。【Q 1 8】参照。

機構から保振法上の顧客への株券の交付は、機構および参加者の事務処理、株券の輸送などにより、通常は交付請求を行った日から 3 ~ 4 日後になるといわれる。【Q 2 0】参照。

返戻には担保権設定者口座への振替のみでよいか、預託株券について現物株券の交付請求のうえ（保振法第 28 条）現物株券の返還まで求めるものか、担保権設定者により異なる可能性がある。このため、後日のトラブルを防止するため、一定のタイムラグが生じ得ることについてあらかじめ担保権設定者に確認しておく必要がある。

（注 1）機構は、会社の定める基準日等、一定の日には株券を交付しないので留意する必要がある。

（注 2）現行保振制度において、機構は、株券の保管の合理化を図るため、預託株券の保管に際し、会社に対して自己を株主とする名義書換を請求したうえ、株券を混蔵保管している。そこで、株券を預託した者は、自らの預託した株券と同種同量の株券の交付を請求できるが、自らの預託した株券そのものの返還請求はできない。

（注 3）上記（注 2）に記載のとおり、機構は、預託株券につき、自己名義に名義書換を行い、混蔵保管する。そこで、機構から交付される株券は、交付を受けた者の名義ではない他人名義株券であり、担保権設定者は、機構からの引出し後、名義書換を行う必要がある。

## 【特例期間における預託手続】

### 7. 特例期間における預託手続

【Q29】特例期間における預託手続とは、どのような手続か。特例期間に預託手続をする株券とは、どのような株券か。

#### 【A29】

「特例期間」には、機構への株券の預託に関して「略式質権者による株券の預託の特例」が法律上設けられている。【Q2】参照。

現行保振制度では質権設定者の承諾を得ずに質権者単独では預託することができないが、「略式質権者による株券の預託の特例」では、略式質権者は、「特例期間」に限り、質権設定者の承諾を得ずに、担保株券を機構および参加者に預託することができる。この特例措置を利用した参加者や質権者は、預託後にその顧客や質権設定者に対して預託した旨を通知する必要がある。

ただし、新振替制度では口座の開設が前提となっていることから、担保株券を現行保振制度を利用して移行させようとする場合には、担保権設定者の協力を得て、預託時に口座を開設することになる。担保権設定者の協力を得られず、担保権設定者の口座開設ができない場合には、「株主名簿に登録する方法」により担保株券の移行手続を行うことになる（中間試案補足説明 P6～P7 参照）。

【Q30】特例期間における預託手続では、匿名性は確保されるか。

#### 【A30】

担保株券の預託に際しての匿名性の問題に配慮するため、一斉移行日の約2か月前（注）から、「総株主通知」の仕組みを利用して実質株主通知を行うこととされている（詳細は8.参照）。そのため、一斉移行日前日の実質株主通知については、すべての銘柄について「総株主通知」の仕組みを利用して実質株主通知がされることとされており、会社には参加者コードが含まれない機構が付番した「株主等照会コード」により通知されるため、匿名性が維持される仕組みとなっている。

（注） 2008年10月中に実施される予定。

## 【総株主通知の前倒し期間における預託手続】

### 8．総株主通知の前倒し期間における預託手続

【Q31】総株主通知の前倒し期間における預託手続とは、どのような手続か。総株主通知の前倒し期間における預託手続では、匿名性は確保されるか。総株主通知の前倒し期間における預託手続が可能な時期はいつか。

#### 【A31】

現行保振制度での実務においては、参加者が(実質)株主の氏名、住所等を記載した「実質株主票」を決算基準日等までに随時会社へ送付することが義務付けられているので、例えば、銀行が「参加者」となり、質権設定者の口座および自らの質権口座を開設している場合、当該銀行が質権設定者の実質株主票を会社へ送付することになる。この場合、実質株主票には株主毎に付番する「実質株主管理番号」と参加者を特定する「参加者コード」を記載することになっていることから、当該銀行の参加者コードが会社へ通知されることになるので、質権設定者が株式を担保に差し入れていることを推測される可能性が考えられる(譲渡担保の場合も同様)。

そこで、このような匿名性の問題に配慮するため、一斉移行日の約2か月前(注)から、「総株主通知」の仕組みを利用して実質株主通知を行うこととされている。これは、一斉移行日前に決算基準日等が設定された場合において、当該決算基準日等時点での実質株主通知については、「総株主通知」の仕組みを利用して実質株主通知がなされることにより、会社には参加者コードが含まれない機構が付番した「株主等照会コード」が通知されるため、「総株主通知」の仕組みを利用した実質株主通知の実施時期以降に預託することで、匿名性が維持される仕組みとなっている。この場合、「実質株主票」の提出の代わりに、あらかじめ参加者は株主の氏名等を機構に登録することになる。

なお、証券会社等の参加者を通じて担保株券を預託する場合には、担保権設定者が株式を担保に差し入れていることを推測されることはないと考えられる。

また、「総株主通知」の仕組みを利用した実質株主通知を実施することにより、株券の預託・交付手続等に影響を及ぼすものではないので、これらの手続については現行で運用されている現行保振制度の預託手続に従うことになる。

(注) 2008年10月中に実施される予定。

【Q32】この期間で担保株券の預託手続を行うことは可能と考えてよいか。

#### 【A32】

機構に預託されていない担保株券や証券会社の保護預り株券の量については、2006年3月末時点で、機構に預託されていない株式が約850億株あり、そのうち担保株券は約54

億株、保護預り株券が約 230 億株という状況である。一方で、「特例預託」が可能な 2 週間において、参加者・株主名簿管理人・機構などの関係者が受け入れ可能な預託処理量は約 30 億株程度と考えられている。

仮に、「総株主通知」の仕組みを利用した実質株主通知の実施時期のみで担保株券の預託の対応を行おうとする場合でも、当該担保株券以外にも機構への預託について顧客の承諾が得られず証券会社等で保管されている保護預り株券やいわゆるタンス株券などの預託も同時期に集中することが想定されるため、株券の受入側の処理量をはるかに超えることとなり、また、そのため株主名簿管理人での担保株券等に係る事故チェック等が一斉移行日までに完了することなく新振替制度へ移行してしまうなど移行手続に支障を来す可能性が考えられる。

そのため、「総株主通知」の仕組みを利用した実質株主通知の実施時期以前から、担保株券を預託することが円滑な移行に資することになると考えられる（注）。

（注）証券会社等の参加者を通じて担保株券の預託を行う場合には、実質株主票は当該参加者から会社へ通知されることになるため、担保権設定者が株式を担保に差し入れていることを推測されることはないものと考えられる。

## 【その他】

### 9. 新株予約権付社債券等を担保にとっている場合の移行手続の留意点

【Q33】機構で取扱いがされている株券以外の新株予約権付社債券、投資証券、優先出資証券を担保にとっている場合の移行手続にあたって何か留意することはあるか。

#### 【A33】

機構で取扱いがされている株券以外の新株予約権付社債券、投資証券、優先出資証券については、転記の手続が法律上設けられていない。そのため、当該新株予約権付社債券等を担保にとっている場合で、現行保振制度を利用して新振替制度への移行手続を行おうとする場合には、その取扱いに留意する必要がある（「制度要綱」資料 54 参照。）。

- ・ 新株予約権付社債券の移行手続について、機構が備える振替受入簿に記録がされたものが新振替制度への移行対象となる。振替受入簿への記録の請求ができるのは社債権者に限られ、質権者は申請することはできない（社振法附則第 41 条 2 項、同附則第 14 条 1 項）。なお、新株予約権付社債券は振替受入簿への記録がされない限り無効とならない。
- ・ 投資証券の移行手続について、投資主名簿に記録されたものが新振替制度への移行対象（新規記録通知の対象）となることから、投資主名簿を確定させるため、預託投資証券につき、一斉移行日前日の実質投資主通知をすることになる。この際に、譲渡担保権者（担保の種類が略式譲渡担保）が他の者を実質投資主である旨の申出

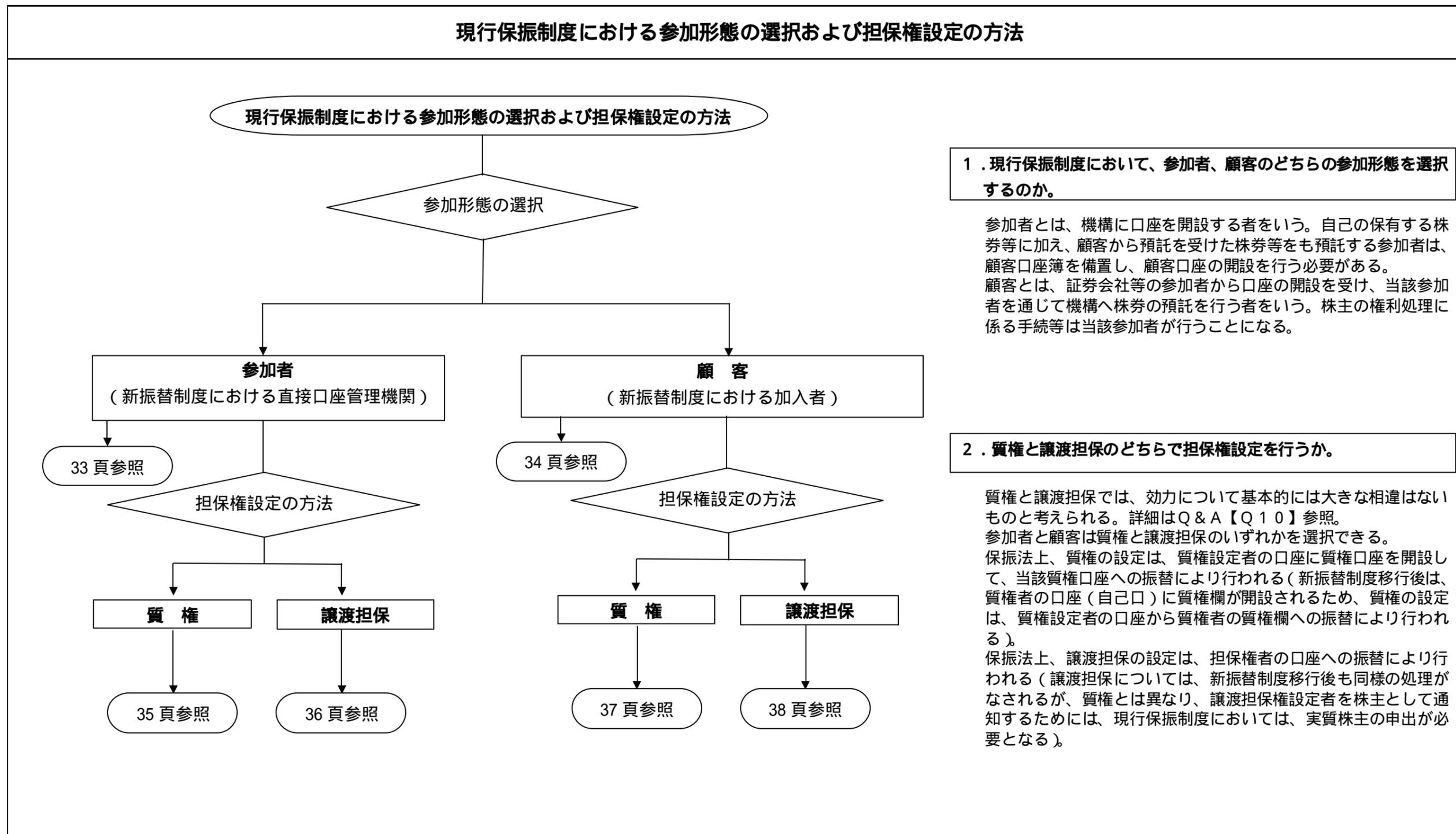
をした場合には、当該他の者の口座に預託投資証券に係る投資口を記録する必要がある。また、現行保振制度の質権口座で預託投資証券に係る投資口を管理している場合には、一斉移行日前日の実質投資主通知に加え、質権者に関する事項が機構を通じて発行者に通知され、投資主名簿に記録されることになり、当該質権者の口座に投資口が新規記録されることになる。なお、投資証券については一斉移行日において一斉に無効となる。

- ・ 優先出資証券の移行手続については、前述の投資証券の移行手続の内容と同様である。

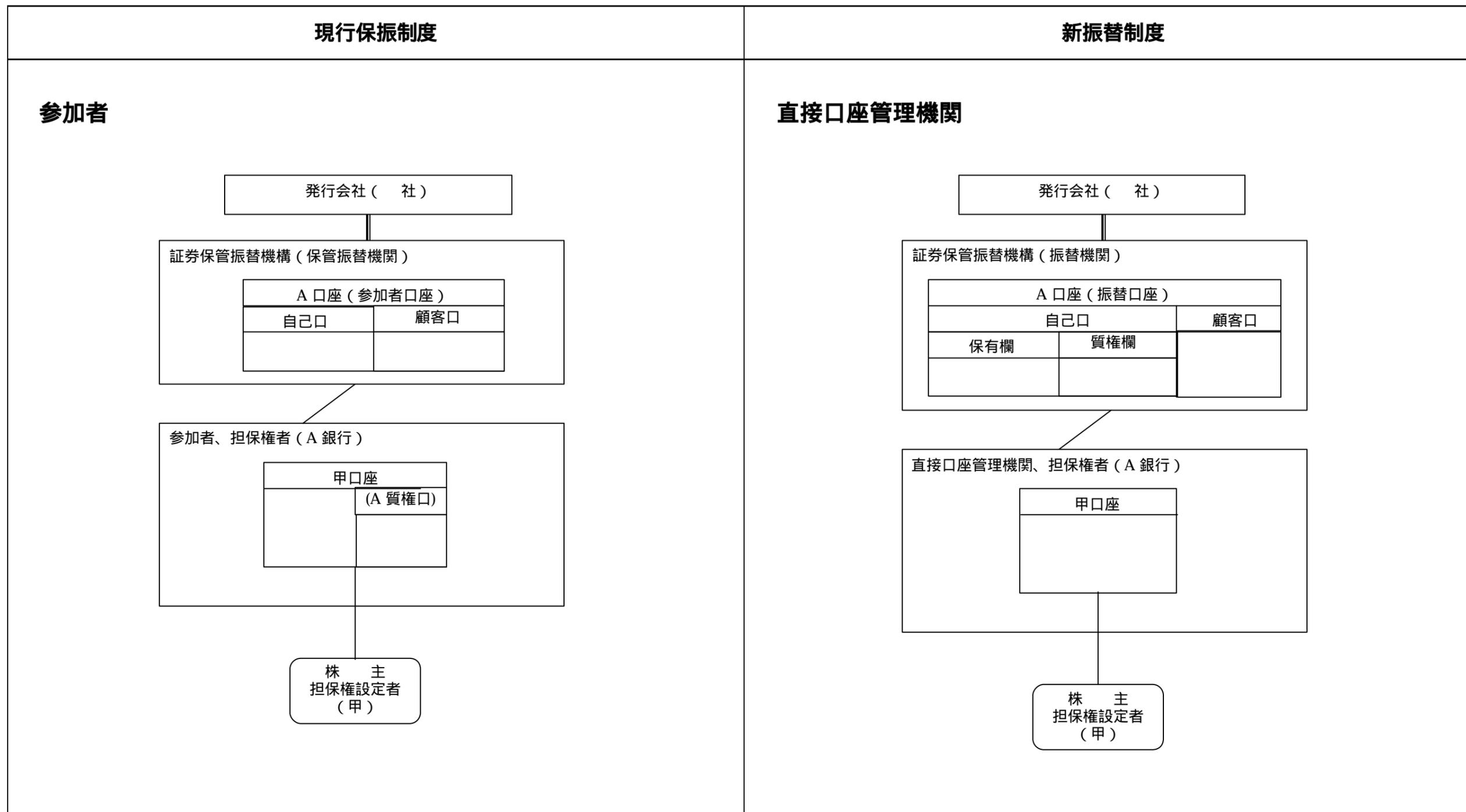
以 上

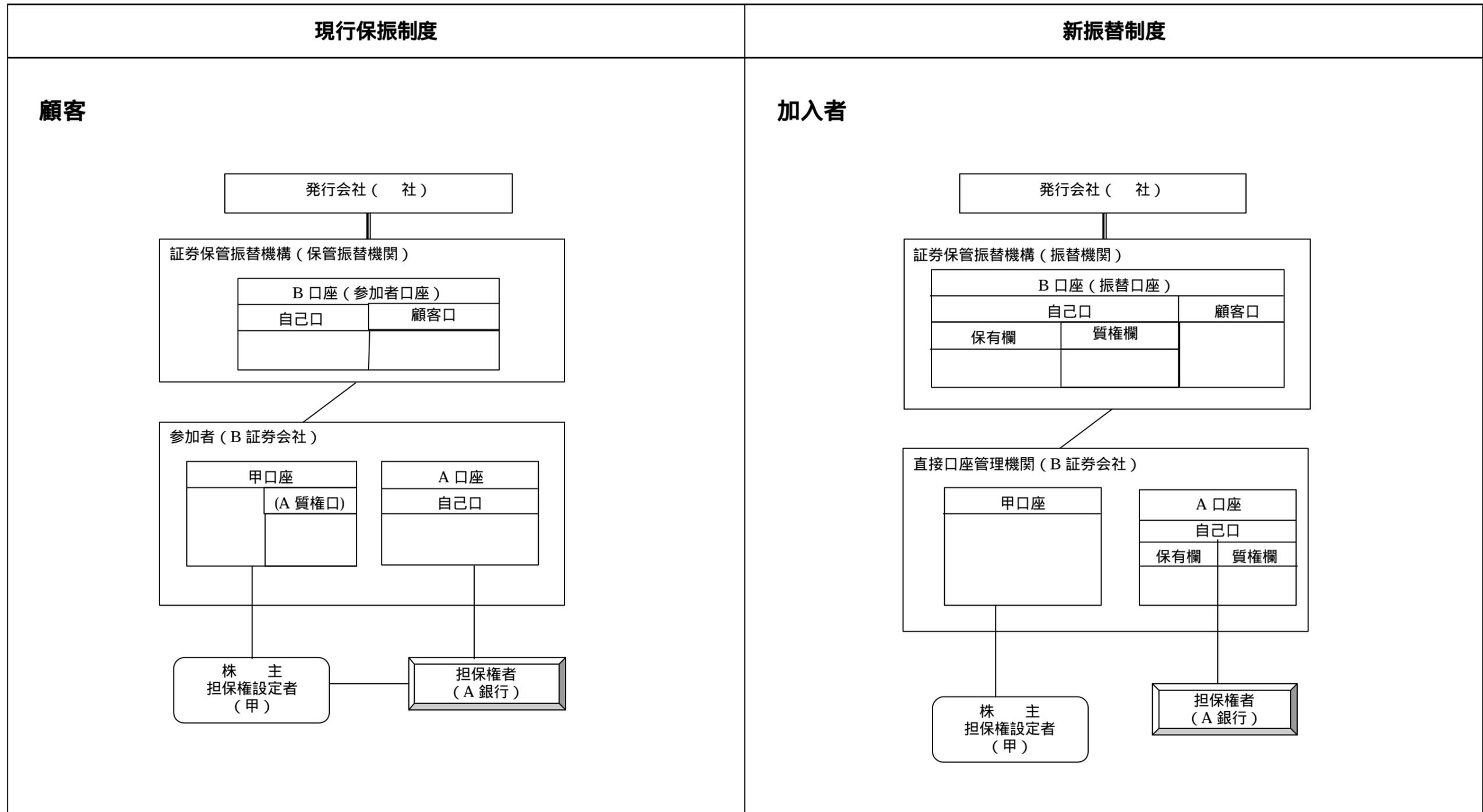
【別添資料】

別添 1 【現行保振制度および新振替制度における参加形態】



1. 現行保振制度および新振替制度における参加形態





## 2. 質権および譲渡担保

現行保振制度における質権および譲渡担保の設定（左図）および、それぞれの一斉移行日後の取扱い（右図）

例) 株 100 株すべてに担保権を設定する場合

